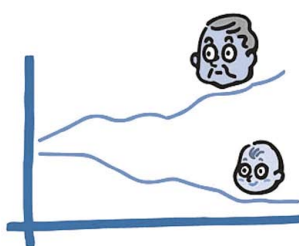
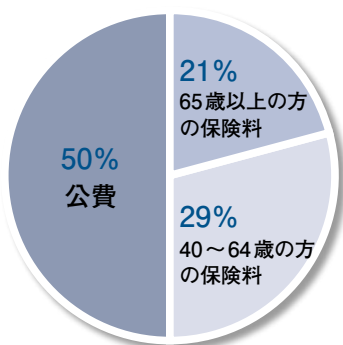


## 介護保険料の仕組み

介護保険制度では、保険給付（利用者負担分を除く）に必要な財源の半分は公費、残りの半分は第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の保険料によって賄われています。

平成24年度から平成26年度の被保険者の負担割合は、全国の40歳以上の人口比率に基づき、第1号被保険者は21%、第2号被保険者は29%を負担していただくこととなります。

介護保険の財源の内訳



## 介護保険料の算出方法

### ■第1号被保険者（65歳以上）

第1号被保険者の保険料は、所得などに応じて市町村ごとに定められた保険料率によって決められます。

今年度、市では介護保険料の改定を行い、平成24年度から平成26年度までの所得段階の設定にあたっては、第6段階の保険料を基準額とし、低所得者層への配慮を行うとともに、9段階の区分を10段階（前ページ参照）としました。

その他、今回の主な改正点は次のとおりです。

- ①「市民税本人非課税世帯」を本人収入80万円および120万円に より3つに区分
- ②「市民税本人課税」の所得段階の200万円未満を190万円未満に変更

### ■第2号被保険者（40歳以上65歳未満）

第2号被保険者の保険料は、健康保険・国民健康保険などの医療保険料と合わせて徴収されます。

## 介護保険料の納付方法

### ■特別徴収

年金の年額が18万円以上ある方は、年6回の年金支給時に保険料が差し引かれます。

#### 〈年金からの差し引きになる時期〉

保険料が年金からの差し引きに切り替わる時期の目安は、年金を受け取るための手続き（裁定請求）や現況届を社会保険庁に提出された時期により異なりますが、概ね次のとおりです。

特別徴収への切り替え時期

満65歳になる月日 (転入月日)	開始の目安
4月1日～9月30日	翌年度の4月
10月1日～11月30日	翌年度の6月
12月1日～1月31日	翌年度の8月
2月1日～3月31日	翌年度の10月

### ■普通徴収

年金の年額が18万円未満の方や年度中に65歳を迎えた方などは、市が送付する納付書により個別に納めていただきます。

#### 〈口座振替〉

普通徴収で納付書により保険料の納付をしている方には、便利な口座振替をお勧めします。取扱金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入して申し込んでください。

### 介護保険料を滞納すると

保険料を滞納している方が要介護者などになると滞納期間に応じて、保険給付の支払い方法の変更や一時差し止め、給付と滞納保険料の相殺などが行われます。

また、過去の保険料債権の時効による消滅期間に応じて保険給付の減額措置（給付率が9割から7割に引き下げ）がとられます。

